

仕 様 書

1 件名

多摩の創業支援拠点における交通広告の業務委託

2 履行場所

公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下、公社）が指定する場所

3 履行期限

令和2年12月20日

4 委託概要

今年度、多摩の創業支援拠点が開所した。これに伴い、多摩地域の在住者・通勤者・通学者等に対し、同拠点の開所を周知し、認知度向上及び来所促進を目的とした交通広告を実施する。この実施にあたり、必要な業務を委託する。

5 委託内容

受託者は、交通広告の実施に必要な以下の業務を行うものとする。

(1) 業務内容

ア 下記各広告媒体の放映枠の確保

イ 下記各広告媒体に対して、放映動画の画角等の調整及び納品（放映動画は公社が提供するものとする）

ウ 上記ア、イに伴う契約等各種手続き・管理等

(2) 広告媒体

広告媒体名	規格・数量	放映期間
JR 東日本「トレインチャンネル」 ・中央線快速 ・南武線 ・横浜線	・スポット CM ・1週間×2回 ・15秒	令和2年10月26日～12月6日の 期間内で1週間×2回
京王電鉄「K-DG チャンネル」 ・京王本線 ・井の頭線	・スポット CM-A ・1週間×2回 ・15秒	令和2年10月26日～12月6日の 期間内で1週間×2回
小田急電鉄「小田急TV」 ・小田原線 ・江ノ島線 ・多摩線	・1週間×2回 ・15秒	令和2年10月24日～12月6日の 期間内で1週間×2回

※掲載枠については、放映期間内の中で可能な限り早い期間の掲載枠を確保すること。また、掲載枠が確保できない等、受託者の責によらない事情によって、放映期間中の放映が困難になった場合、履行期限内で掲載可能な期間を再度確保し、公社の承認を受けた上で実施すること。

6 提出物

各広告媒体での放映後、すみやかに、放映等がなされたことを証明する書類（各広告媒体が作成する掲出証明書や、交通広告の放映されている状態の写真等）を提出すること。

7 支払い

- (1) 受託者は、全ての業務完了後、すみやかに公社指定の「委託完了届」を公社へ提出し、履行状況の確認を受けること。
- (2) 公社は、受託者の履行状況を確認の上、受託者からの適法な請求書及び支払金口座振替依頼書をもとに、受託者に対し、一括して委託料を支払う。

8 再委託の取り扱い

- (1) 受託者は、この仕様書に基づく委託業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により、公社と協議し、公社の承諾を得た場合にはこの限りでない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

9 著作権等について

放映動画の加工・調整について、受託者は、デザイン・レイアウト等の著作物に関するすべての著作権（著作権法第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物に関する原作者の権利）を含む）を、デザイン・レイアウト等の納品時に公社に譲渡すること。また、公社及び公社が指定した者に対し著作権人格権を行使しないものとする。

当該デザイン・レイアウト等は、国内外における第三者の産業財産権、著作権、不正競争防止法及びその他の関係法令に抵触しないこと。

なお、上記譲渡及び不行使の対価は契約金額に含まれる。

10 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

11 契約事項の遵守・守秘義務

本契約業務の実施に当たっては、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。

12 契約案件の公表

公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営

情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が 250 万円以上の契約案件を以下のとおり公表いたします。

・公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

・公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年 1 回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表いたします。なお、公表の趣旨にご理解いただけない場合は契約締結後 14 日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができます。

13 暴力団等排除に関する特記事項

暴力団等排除に関する特記事項については、別紙に定めるところによる。

14 その他

(1) この仕様書に定めのない事項については、その都度、公社と協議の上、定めるものとする。

また、この仕様書に疑義が生じた場合も同様とする。

(2) 契約金額には、本仕様書に定めるもののほか、本業務の履行に必要となる一切の経費を含む。

15 担当

公益財団法人東京都中小企業振興公社

事業戦略部 多摩創業支援課 地域連携係

〒190-0014 東京都立川市緑町3-1 GREEN SPRINGS E2 3階 (303)

電話：042-518-9671

以上